

第1回点検検証部会 議事録

1 日 時 平成31年2月19日（火）18:00～19:35

2 場 所 総務省第2庁舎7階大会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩、嶋崎 尚子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

西 美幸（アビームコンサルティング株式会社シニアマネージャー）

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

平野大臣官房審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、永島次長、阿南次長、柴沼次長

4 議 事

- （1）点検検証部会の運営について
- （2）基幹統計の点検結果等について
- （3）今後の進め方について
- （4）その他

5 議事録

○河井部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第1回の点検検証部会を開催いたします。

今回は、点検検証部会が設置されて最初の会議なので、冒頭に部会設置に至る経緯と部会長としての私の考えを申し上げます。

今般の毎月勤労統計の問題により、公的統計に対する信頼が大きく損なわれました。政府は基幹統計を対象とした一斉点検を行い、毎月勤労統計と同様の深刻な事案はほかにはないということを確認いたしました。国民の信頼回復に向けて、不適切事案の再発防止や、統計の品質向上に向けた更なる点検検証を統計委員会で行うよう要請がありました。これを受けて、1月30日の統計委員会における審議を踏まえ、資料1の「統計委員会の対応について」が決まり、更なる点検検証に取り組むべくこの点検検証部会の設置が決定されました。

今回の事態は、統計委員会の委員としてだけではなく、長年統計を利用してきた研究者として大変深刻な事態と捉えております。公的統計に対する国民の信頼を回復するため、不適切事案の再発防止、統計の品質向上に向けた検討に全力で取り組むつもりなので、委員及び審議協力者の皆様の御協力をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 それでは、カメラ撮りの方はここまでということをお願いいたします。

○河井部会長 それでは、部会のメンバーにつきましては、参考資料4にありますとおり西村委員長から指名を受けております。部会長は、私、河井です。部会長以外の委員につきましては、川崎委員、西郷委員、嶋崎委員。専門員につきましては、川口専門委員、西専門委員です。更にオブザーバーとして関係府省、地方公共団体から東京都と埼玉県の方にも御参加いただくこととしております。本来ですと、この段階で各委員、専門員からお一言ずつ御挨拶をいただくところですが、議事の関係上、後ほどお願いいたします。

それでは、本日用意されている資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 それでは、本日の配布資料について確認をしたいと思います。まず、一番上に議事次第があります。そのほか、本体の資料としまして、資料1から資料5までがあります。資料1が「統計委員会の対応について」の資料。資料2が「部会運営に当たっての基本方針」の部会長の案。資料3が「基幹統計の点検及び今後の対応について」の公表資料です。枝番がついて3-1と3-2があります。それから、資料4が「小売物価統計調査に係る統計調査員による不適切事務の発生」についての公表資料になっております。資料5が「基幹統計に関する追加調査に向けた「視点」について」の部会長の提出資料です。そのほか、参考資料として4点、参考1から参考4までがあります。

御確認いただきまして、もし不足等があれば事務局まで御連絡ください。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

次に、点検検証部会の所管事務につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 それでは、本部会の所掌事務について説明したいと思います。参考3の資料を御覧いただきたいと思います。

統計委員会部会設置内規になっています。最終改正が先月、1月30日です。本部会の事項が追加されております。下の後半部分に四角い箱がありまして、いろいろな部会の名称が書いてありますが、その一番下が点検検証部会で、所掌事務として、基幹統計及び一般統計調査における不適切事案の発生防止及び統計の品質向上に資する点検検証に関する事項ということで定められております。

説明は以上です。

○河井部会長 それでは、次に議事の公開等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 続きまして、議事の公開等に関して説明をいたします。参考1を御覧いただきたいと思います。

統計委員会運営規則です。第七条が「部会の運営」の規則になっていますが、ここにおきまして、この運営規則の第三条から第五条までの規定を、委員会の運営の規定ですが、これを部会の運営に準用するという事になっています。

そこで、第四条の委員会の運営規則ですが、こちらを準用しまして、会議については、原則公開とさせていただきます。

それから、第五条、こちらが議事録の関係ですが、こちらにも議事の経過について、議事録を作成するとともに、資料と併せて原則公開と定められておりますので、本部会でもこれを準用させていただきたいということです。

○河井部会長 それでは、次に部会長代理の指名を行います。参考2を御覧ください。

統計委員会令、第二条、第5項におきまして、部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされておりますの、私から部会長代理の指名を行います。

私としましては、西郷委員に部会長代理をお願いしたいと思っております。西郷委員、よろしいでしょうか。

○西郷委員 承知いたしました。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、冒頭でお話ししましたが、当部会の検討は、1月30日の統計委員会で決定された資料1「統計委員会の対応について」に沿って進めることとされておりますので、最初に事務局からこれについて説明をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局から資料1について事実関係を説明いたします。

資料1につきましては、これは原案が1月30日の統計委員会におきまして西村委員長から提出されたペーパーが原案になっています。そのときは、西村委員長のお名前が入った案ということでしたが、その後、必要な修正を加えまして、全メンバーの方の御確認をいただいて、2月15日に統計委員会としての正式決定版の資料となっています。

かいつまんで中身について紹介いたします。まず、「基本的な考え」が記載されていますが、公的統計に対する信頼回復のため、今般政府で行いました点検、これはまた後ほど資料3で説明いたしますが、その点検で終わりにすべきではない。統計委員会は、公的統計の司令塔としての役割を果たすべく、更なる点検検証に取り組むということで、この部会で御検討いただくことについての基本的な考え方が記載されています。

次に、「点検検証の方針」ですが、効率的に取り組むため、統計ごとの重要度やリスクを勘案した重点的な審査を行うこと、その重点を絞り込んでいくための予備審査を統一的に行っていくということ、が記載されています。

その次に、「検討の範囲」ですが、先般行いました政府の点検は基幹統計について行われましたが、ここで行う統計委員会の方の検討の範囲としては、一般統計も含まれるということが記載されています。

それから、2ページ目の裏側、「点検検証の体制」ですが、これはこの部会、点検検証部会を新設して、その下に複数のワーキングを設置して集中的に検討をするということが記

載されております。それから、この部会運営の基本方針を明定して審議を進めることが必要ということが、なお書きとして記載されています。このなお書き部分は、1月30日の後、委員長から指示があって追記した部分です。

それから、「今後の進め方」として、予備審査については春までをめどに、それから、予算要求に反映される必要がある事項については、夏の時点で一旦結論を得るという進め方の事項も記載されております。

それから、1月30日時点のバージョンでは、このほかに統計委員会からの要請が、この点検検証を行う上での前提条件として記載がされておりました。3点その内容がありましたが、これについては、2月15日付で総務省から回答しております。

1点目に、中立的な審議を確保するために、必要な外部の専門家に参加してもらうという要請事項がありまして、対応といたしまして、委員長及び点検検証部会の部会長の指示の下、部会所属の委員、臨時委員、専門委員並びに審議協力者の選任、それから部会での活動について、事務局として全力で支援させていただく旨を回答しております。

それから、委員会審議を支える事務局であります統計委員会担当室に適切な人員配置を行うようにという要請が2番目にありまして、これに対しては、従前の体制と比べまして大幅に人員を強化しましたということを回答しております。

それから、3点目の要請として、各府省の統計幹事が指導力を発揮して部会審議に全面的に協力するよにという要請がありまして、これにつきましては、1月25日の閣僚懇談会において総務大臣から各省大臣に協力の要請をしたこと、私ども統計の総括幹事として、同様の要請を各省の統計幹事に行っていること、総括幹事の立場から全統計幹事に対して書面にて協力要請の文書を発出したことなど、各府省において正確かつ誠実な情報提供が行われ、適切な対応が確保されるよう今後とも努めていく旨を回答しました。以上の3つの要請について総務省として対応をしていくという旨を確認いただいて、その前提条件が満たされたと確認いただいたことから、この2月15日付の資料からはその前提条件を削除してよろしいということで、資料1のとおり決定されたものです。

以上、報告いたします。

○河井部会長 次に、「部会運営に当たっての基本方針」について審議したいと思います。資料2のとおり、審議のたたき台の部会長案を作成しましたので、私から説明いたします。

先ほど説明いただいた資料1の「統計委員会の対応について」に基づいて作られたものなので、繰り返しになる部分もありますが、読み上げたいと思います。

1、「点検検証部会の設置の背景」。昨年12月に発覚した毎月勤労統計調査の不正事案を受け、政府が基幹統計に関する点検を行った結果、不適切な事務処理が行われているものが発見された。本年1月24日、総務省から統計委員会に対して、新たな専門部会を設置し、基幹統計及び一般統計について、問題事案の再発防止及び統計の品質向上を目指した検証を行うよう要請がありました。

統計委員会は、1月30日の会合において、①中立的な審議確保のため、外部専門家の参加を得ること、②統計委員会担当室に適切な人事配置を行うこと、③各省統計幹事が指導力を発揮して、部会審議に全面的に協力することを条件としてその要請を受け入れ、既存

の統計業務プロセス部会を発展的に改組して設置しました点検検証部会においてこの業務を行うことを決定いたしました。

この前提条件については、2月15日に総務省から対応について回答があったことから、これを了として、同日、「統計委員会の対応について」が正式決定されました。本部会の運営は、この「統計委員会の対応について」を基礎として、それを更に具体化した基本方針に基づいて行うこととする、ということです。

次の2、「点検検証の基本方針」についてです。当部会においては、問題事案の再発防止及び統計の品質向上を目指して、基幹統計及び一般統計の作成・公表等のプロセスについて、各府省から誠実に提供された情報を基に点検検証を行う。仮に不適正事案が発見された場合には、その発生の経緯及び原因、社会的な影響の大きさ、善後策の適否、再発防止策等を取りまとめる。

点検検証の対象は、統計法に定める基幹統計及び一般統計とする。

点検検証においては、審議における中立性の確保、情報の適時開示、透明性の確保に最大限努める。

点検検証を効率的に行うために、統計ごとの重要度やリスクを勘案した「ターゲット型点検審議」を行うこととし、それに先立ち、ターゲットとなる統計及び項目を絞り込む「予備審査」について、客観的基準を設定した上で行う。というのが方針です。

次の3番目、「点検検証の進め方」について。委員等は、点検検証の対象となる府省から独立した立場で判断を行うこととし、点検により各府省に不利となる事案が発見された場合であっても、それを客観的に判断・評価し、報告書に記載する。

委員等は、点検対象となる府省の統計作成プロセスに関与した経験、過去5年以内についての経験ですが、ある場合にはその旨を事前申告するとともに、当該統計に関する審議には参画しないこととする。

審議を効率的かつ迅速に進めるために、当面2つのワーキンググループを設置し、並行して審議を行う。

部会から各府省に対しては、誠実かつ適切な情報の提供を要請し、それにより提供された情報に基づきワーキンググループにおいて審議を行う。また、必要に応じて各府省に対して質問し、回答を求める。

点検検証の過程において不適切と疑われる事案が発見された場合には、当該府省に対して速やかに正確な事実確認を行って、その結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求める。

部会及びワーキンググループにおける審議状況については、直近に開催される統計委員会に報告して意見を求め、それを踏まえて部会及びワーキンググループを運営する。

部会の報告書案については、部会長の指示の下で事務局がたたき台を作成し、部会における審議・修正の上、これを委員会に提出する。

部会においては、最初に「基幹統計の点検及び今後の対応について」、これは本年1月24日に総務省が公表したのですが、そこに掲載されている点検結果について評価を行った上で、今春までに基幹統計及び一般統計の予備審査を行うことを目標とする。

その結果を踏まえて、重要な課題があると判断される統計に的を絞ってターゲット型審議を行う。

検討に当たって、不適切事案につきましては、例えば、①利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り、②利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り、③数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合、④数値の誤りも利用上の支障も生じない場合など、影響度に注目した段階分けにより、分かりやすく整理するよう努める。

部会では、6月から7月までに第一次の再発防止策の提案を取りまとめる。ということです。

ただ今説明いたしました「部会運営に当たっての基本方針」につきまして、御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。ここで提示していただいたこの基本方針案というのは、私は大変大事なものだと思っておりますので、事前に案はいただいておりますが、改めて拝見して、非常に重要なことなので、私自身も肝に銘じてこのようなことを守りながら進めなければいけないと考えました。

その上で、全体としては、全く異論はないのですが、念のため、少し文言上の確認ということでお尋ねしたいのですが、2番目の一番下の黒ポツです。これはもっと早くお尋ねしておけばよかったのかもしれないのですが、2行目の後ろの方に「ターゲットとなる統計及び項目を絞り込む「予備審査」というのがありますが、要は全ての基幹統計、一般統計を対象として審査を行うが、それによってターゲット型点検審議の対象となるものを絞り込んでいくための予備審査ということで、予備審査自体が絞り込まれた審査を行うという意味ではなくて、全体を広くやるという理解でよろしいですか。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございました。念のための確認です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○西郷委員 御説明をありがとうございます。最後から2番目になるのですかね。「検討に当たっては、不適切事案について、例えば、①利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り」というふうに、①から④まで書いてあるのですが、この重大であるかどうかというのは、この委員会、部会で判断するという理解でよろしいですか。誰が重大だと考えるのかということですが、これは委員全体、この部会の中でその重大性というものまでを含めて判断するということよろしいですか。

○河井部会長 はい。その基準についても議論をしていきたいと考えております。

ほかに。嶋崎委員。

○嶋崎委員 ありがとうございます。2番目の項目の、最後の4点目の、「統計ごとの重要度やリスクを勘案した「ターゲット型点検審議」で、重要度については十分理解できていると思っておりますが、リスクについてその内容もしくは、含意を教えていただければと思います。

○河井部会長 こちらは、先日の毎月勤労統計のときに、毎月勤労統計がいろいろなものに使われていると、それが毎月勤労統計の結果を使っていろいろな行政上の問題が発生したというようなことがありましたので、そのようなものを意識してリスクという言葉ここでは使っていると考えております。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長 それでは、西専門委員、お願いします。

○西専門委員 御説明をありがとうございました。2の「点検検証の基本方針」の1点目、「各府省から誠実に提供された情報を基に」とあるのですが、仮に府省からの報告内容に虚偽等があった場合には、その先の追及等はこの委員会の責任の範囲外という理解でよいでしょうか。

○河井部会長 それは非常に大事なポイントだと思うのですが、我々ができることというのは、私の考えですが、まずは府省の誠実な対応というのを信頼していきたいと。それでも自浄作用というか、解消できない問題であったとすれば、それはまた別の手段というものを考える必要が出てくると思います。

○西専門委員 はい、分かりました。

○河井部会長 ほかに。

○川崎委員 今のことについて私なりの感想を申し上げますと、範囲外というのも少し言い過ぎなのかもしれないと思うのですが、ここでもし明らかに虚偽だと分かった場合は、もう一度きちんとそれをこちらにフィードバックしていただくというのは大前提なのだと思うのです。ですから、我々としても、もしそういう問題があったときには、この会議の場を通じて確認していくというのは、ずっと求めなければいけないことだと思います。ただ、我々として、例えば監察のようなことをやっていくとか、そこまでの権限はないので、そういう意味では権限外と言えれば権限外ですが、でもきちんとフォローをしたいという姿勢は、引き続き持ち続けた方がいいのではないかと思います。私はそのように解釈しました。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

基本的には、皆様の御意見は、確認が多かったので、原案どおり進めさせていただいて、もし問題がありましたら、また後ほど改定という可能性もあるかもしれませんが、明日、統計委員会がありますので、こういう方針で進めることにするというのを報告したいと思っております。

それでは、次に、ただ今決定した、あるいは議論しました「部会運営に当たっての基本方針」において、「点検対象となる府省の統計の作成プロセスに関与した経験（過去5年以内）がある場合には、その旨を事前に申告するとともに、当該統計に関する審議には参画しない」ということが書かれております。ここで、委員、専門委員の皆様から簡単に一言御挨拶をお願いして、併せて過去5年以内の各府省の統計の作成プロセスへの関与の経験につきまして御説明をお願いいたします。

では、最初に私から挨拶をさせていただきます。

私は、慶應義塾大学経済学部の河井と申します。このたび、西村委員長から部会長をす

るようにと指名をいただきました。

私につきましては、各府省の統計のユーザーではあるのですが、作成のプロセスに関与したことはありませんので、そういう意味では、先ほどの問題には当たらないと考えております。

では、以後、座席の順で、それぞれ自己紹介及び御経験についてお話をしていただきたいのですが、まずは、川口専門委員から。

○川口専門委員 東京大学の川口と申します。

私は、労働経済学が専門でして、統計の作成のプロセスにかかわった経験に関して申しますと、2015年に時間利用の調査である社会生活基本調査の設計に関する研究会に参画させていただいたことがあります。また、今、東京大学経済学研究科に政策評価研究教育センターというセンターがあるのですが、その副センター長を現在務めておりました、そちらの方で統計局消費統計課と共同研究をしておりました、これから作成されるものになるのですが、全国消費実態調査の集計に関する共同研究を行っております。

以上が統計作成のプロセスにかかわった経験ということになります。

○河井部会長 ありがとうございます。

では、川崎委員。

○川崎委員 日本大学経済学部の川崎と申します。統計委員会の委員も務めさせていただいております。

私は、2011年まで、主に総務省統計局ですが、そちらに勤務をしておりました。そのような経験がございますので、私はこれからこの部会審議、あるいは特にワーキンググループの方での審議、この統計の審議の中では、総務省統計局関係の統計につきましては、外れるという形をとらせていただけたらと思っております。

私自身のことを申し上げますと、現役の公務員のころ、自分は公務員であると同時にスタティスティシャンであると思っております。といいますのは、若いころから国連統計局に出向して勤務するとか、いろいろ国際活動には関与してきていたので、国の統計や統計制度といったものを他の国と比較していくということをやっていたので、その意味では、そういう経歴はありながらも、かなりもともと中立のつもりで仕事をしてきたつもりです。ただ、そうは言ってもあらぬ疑念を持たれてはいけないということで、念には念を入れてそういう審議の中では、もう7年前の職務経験ということにはなりますが、隔離といいますか、ファイアウォールといいますか、そのような形で距離を置かせていただくというふうをお願いできたらと思っております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

では、西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 早稲田大学政治経済学術院の西郷と申します。

専門が統計調査論ということなので、そのような関係から今までにもいろいろな府省の統計調査の研究会に出させていただくということが多くありました。特に厚生労働省に関しましては、厚生労働省の中に、社会保障審議会の下の統計分科会というのがありまして、

その分科会長も務めているということがあります。ですので、少なくとも厚生労働省の関係の統計に関しては、私は、こちらの部会の中のワーキンググループ等には参加しない。そのほかの府省の統計に関しましても、過去にそういう研究会に出たことが、5年以内ということでしたが、あった場合には外れるという形にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○河井部会長 ありがとうございます。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 早稲田大学文学学術院の嶋崎と申します。社会学を専門にしております、社会調査の視点からこの統計委員会の委員を務めさせていただいております。

私の方は、各府省の統計作成プロセスにつきましては、統計委員会でのかわりだけで、特段配慮は不要と考えております。よろしく願いいたします。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、西専門委員。

○西専門委員 アビームコンサルティング、公共ビジネスユニットに所属をしております西と申します。このたびはよろしく願いいたします。

私は、コンサルティング会社の方で、中央省庁を初め公的機関、それから大学、地方教育委員会等の教育関連機関を中心にコンサルティングのサービスを提供しております。その中で、統計関連の業務ですとか、データを活用して業務、政策に生かしていくといったような支援をしております。

過去、私の方では、文部科学省の学校基本調査ですとか、文部科学省の基幹統計全般、それから、一般統計調査に関する情報システムを含めたコンサルティングをしております。同様に、農林水産省も農業経営統計調査を始め約20から30の調査にかかわったことがあります。併せて、直近では総務省の小売物価統計調査に関しましても、この情報システムの構想策定をするというところに携わっておりますので、ワーキングの検討の際には、こちらを除外いただけるとありがたいと考えております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今申告のありました委員、専門委員におかれては、関係のある統計の審議には参画をしないことにしたいと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「基幹統計の点検結果等について」、報告をお願いいたします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 では、資料3-1に基づいて説明いたします。

総務省では、先月、1月24日に基幹統計の点検を行い公表しました。その数日後ですが、1月28日に厚生労働省から追加報告がありましたので、それにつきましても公表をしました。まず、資料3-1で当初の公表について説明いたします。

1ページを御覧ください。経緯といたしましては、毎月勤労統計で不適切な事案が発覚したということでありまして、各府省において基幹統計を対象に自己点検を行ってもらい、総務省が取りまとめたということでもあります。

基幹統計につきましては、各府省が実施するに当たって総務大臣が承認をすることになっておりまして、その承認した内容に沿って行われているかというところを中心に点検を行っております。特に毎月勤労統計につきましては、500人以上の規模の事業所につきまして、計画では全数調査をすることになっておりましたが、東京都におきまして抽出で調査が行われていました。更に抽出で調査が行われていたにもかかわらず、復元の処理がなされていなかったという問題、調査対象の事業所の数が計画より1割少なかったという問題がありましたので、このような点、全数調査か抽出調査かとか、抽出方法、抽出率、報告者数などについて、計画と齟齬がないかというところを中心にまず確認をしていただいたところでありまして。それから、抽出調査の場合におきましては、必要な復元推計が行われているかを確認していただきました。

それから、基幹統計の中には加工統計もありますが、これにつきましては、調査ではないので、同じような確認はできませんので、総務大臣に通知された作成方法と同じ方法で行われているかという観点から確認を行っております。このほか、これに限らず各府省で点検の過程で把握した不適切な事案について報告をしていただきました。

点検の方法ですが、各府省の統計幹事が昨年置かれましたが、これを中心に自ら点検を実施して、総務省が結果を取りまとめました。実施府省は、基幹統計を所管している9府省庁ということです。

2ページを御覧ください。結果ですが、先ほども少しお話がありましたが、毎月勤労統計のように、承認された計画や対外的な説明内容に照らして、抽出率とか、復元率とか、そのようなところに問題がある事案は発見されませんでした。

しかしながら、「このほか」ということで書いていますが、手続等の問題があるものが報告されました。報告者の誤記載により一部誤った結果数値を公表してしまったとか、計画上の集計事項の中に集計、公表されてない事項があるとか、都道府県の抽出方法が、非常に細部ですが、国が示したものと違うとか、その他手続上の問題があるものがあったということでありまして、具体的に次の3ページで個別に説明いたします。

まず、最初に、結果数値の訂正が必要なものということで、国土交通省の建設工事統計です。12月27日、年末に公表した建設工事統計調査の大手50社調査の結果が、外部から一部の数値が他の月と比べて非常に大きな数値となっていておかしいのではないかという指摘があったので、国土交通省において精査したところ、報告者からの報告内容に誤った記載があって、公表値が実態よりも大きい値で公表されているということが分かりました。更に確認したところ、ほかにも7事業者について誤記載などが判明したということでありまして。この誤記載というのは、単位を勘違いして報告者の方が書かれたようで、万と百万という単位で2桁違って、実際の数値より100倍大きい数値が報告されたということが分かりました。それがそのまま審査や集計の過程で発見されずに公表されてしまったということでありまして。

国土交通省におきましては、外部からの通報を受けて、過去の値も含めて速やかに点検を実施し、平成29年2月から30年11月の過去分について一部誤りがあるということが分かりましたので、これは1月24日に訂正公表がなされております。

続きまして、2つ目ですが、総務省が承認した計画で集計事項として挙げられているもののうちに、実際に集計・公表されていないものがあるという類型でありまして、これは少し数多くて9つありました。右側の欄に統計の名前と括弧で実際に集計が行われなかった事項が書いてありますが、主な原因を紹介しますと、まず、計画にそもそも集計するつもりのない事項を誤って集計事項として掲載してしまったということで、最初から集計するつもりがなかったものですから、実際の集計の段階でも集計が行われなかったということでもあります。手続的ミスで集計事項としてしまったということで、今回の点検を機に見つかったということでもあります。こういうものが5統計ほどあると聞いております。

それから、集計してみたところ、結果のサンプルが少なく、結果精度の面から公表できなかったというものが1つあったと聞いております。

それから、計画を変更したのですが、その集計の段階で計画が変わって、集計事項が増えたということに気付かずに、結果的に集計されなかったというものがあります先ほどは計画が間違っていたということですが、こちらは、計画は正しいのですが、それが変わったことを認識していなかったというものであります。

次に、4ページをめくっていただきまして、上の丸ですが、都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違していたものということでもあります。これも国土交通省の建築着工統計ですが、一部の都道府県の抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部が違っていたということでありまして、各県の建築工事届け出の名簿から抽出を行っているものだと思いますが、名簿の上から10番目から等間隔で抽出していきましようというルールを各都道府県に周知していたと聞いておりますが、それが一部で守られていませんでした。出発の番号が10ではないところから始めていたとか、そういう細かい手順の違いがあったということでもあります。

それから、次に、その他の手続等の問題があるものということで、まとめて書いてありますが、1つ目が経済産業省の商業動態統計調査ですが、これは標本抽出に用いる母集団名簿を新しいものに変更した、これ自体はおかしくないのですが、総務大臣に承認を受けていた計画自体は変えていなかったということで、計画と実際に行われたものに少し齟齬があったという、これも手続的な問題であると思います。

それから、次に告示が未修整とありますが、国土交通省のこれも建築着工統計ですが、基幹統計は各府省で調査の内容について省令を定めておりまして、その省令で抽出方法については告示で定めるということになっていたのですが、これについては、抽出方法を変えて計画も変えていたのですが、それを受けて告示の修正をしていなかったため、告示が古いままになっていたというものでして、これは告示の修正などをやっていくということでもあります。

それから、次ですが、公表期日の遅延、これが一番数としては多くて14ありますが、調査計画には公表期日が書かれているのですが、それよりも遅れて公表していたということでありまして、遅れの幅につきましては、1日だけのものもあるようですが、数カ月というものもあるということでもあります。原因につきましては、ざっと聞いたところ、報告者からの提出が遅れたため、遅れてしまったという認識を持っているところもありますし、

集計側の作業、データ入力とか、照会とか、データクリーニングなどに時間がかかってしまったとか、ほかの調査業務などと重複して忙しくて遅れてしまったとか、そのようなことがあるようです。これらについては、単発で遅れてしまったものもあると思いますが、継続的に恒常的に遅れているものもあると思いますので、そのようなものが両方混ざっています。

それから、最後ですが、公表方法の変更ですが、計画で統計の結果を公表する方法を定めているのですが、インターネットとか、印刷物とか、そのうち実施していないものがあるということでありまして、例えば、ガス事業生産動態統計につきましては、e-Statに掲載すべきところをしていなかったということ。それから、国土交通省の3つの統計につきましては、これはインターネットに載せるほか、印刷物も配布すると、作成すると計画で書いていたのですが、実際のニーズを調べて、印刷物については余りニーズがなさそうだということで、国土交通省の方で印刷物はもう作成するのをやめていたのですが、計画の上では印刷物も作るようになっていたということでありまして、形式的には計画と実態がずれた形になっていたということで報告がなされたというものであります。

以上、全般的に説明しまして、また2ページに戻っていただきまして、これらにつきましては、それぞれ先ほど見たところに書いてはありますが、対応がなされることになっており、既に実施済のものもたくさんあるようですが、対策がなされるということで、このような結果を受けまして、矢印の下に今後の対応とありますが、今後については、更なる信頼回復に向けて、統計委員会の専門部会、これは点検検証部会ということになりましたが、これを設置して更なる検証を行っていただきたいということで、要請されたという形になっております。

これが、当省の1月24日の公表であります。

次に、資料3-2を見ていただきまして、これは厚生労働省から追加で報告があったという案件であります。賃金構造基本統計につきましては、3点ほど問題があったということで報告を受けております。

まず、1つ目が調査票の配布・回収方法ですが、総務大臣の承認を受けた調査計画においては、調査員調査で行うとされていたところ、実際には、配布・回収とも全ての事業所で郵送調査が実施されていたということでありまして。

2つ目ですが、報告を求める期間ですが、調査計画で定めた期間よりも短い期間で報告者に通知している例があったということでありまして。

3つ目、調査対象の範囲ですが、調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたのですが、実際には、そのうち産業小分類766、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」について、抽出の母集団から除外して調査していたということでありまして。ちなみに、この賃金構造基本統計につきましては、総務省行政評価局に検証チームを設置して、問題の発生経緯等について調査、検証が行われることとなっております。

それから、資料4につきましても併せて説明いたします。総務省の「小売物価統計調査に係る統計調査員による不適切事務の発生」という題名ですが、これは、基幹統計の一斉

点検で出てきたものではなくて、点検の対象外のものであったのですが、日付が近接していたので同じように、報道等で紹介されることが多いので、念のため、これについても紹介いたします。

1番の「本事案の経緯」ですが、都道府県の法定受託事務として実施されている調査でありまして、都道府県知事が任命した調査員が毎月店舗を訪問して価格を調査しているというものであります。まず、1月28日の報告内容ですが、不適切な内容ということでありましたが、統計調査員2名が実際に店舗への訪問を二、三カ月おきなど不定期にしか行かないにもかかわらず、価格を報告していたということでありまして。それから、1月31日ですが、更にもう1人の統計調査員につきましても、店舗への訪問を3カ月から6カ月おきに不定期にしか行わず、訪問しなかった月には前月の価格を報告していたというような件があったということですので。

「今後の対応」としては、大阪市、枚方市、東大阪市の該当品目の平均価格において修正が発生するので、次回の公表日までに作業を終えて正誤を公表するというような対応がなされます。

以上で説明終了です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。どうぞ。

○嶋崎委員 御報告をありがとうございます。1つ大前提のところを伺いたいのですが、この検討の際には、直近の統計調査のみのチェックを要請するのかなど、必ずしも明確でないと思います。といいますのは、公表期日の遅延等での御説明の中で、中には恒常的なものもあったという言及がありましたので、かなり遡ってのチェックも要請したように聞こえました。この点は、今後この点検検証部会でも重要な点になると思いますので、御説明をお願いいたします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 基本的に、直近の調査を対象にしていますが、調査だけしてまだ集計していないものですとなかなか報告できないので、確報の公表までした直近の調査を対象に調査をしております。

ただ、計画と実際のずれにつきましては、過去3年間に計画を変えている場合や、やり方を変えている場合は、その変える前の状態も報告するというようにしております。これは、毎月勤労統計で29年までは復元推計がなされてなくて、30年1月から復元推計がされるようになったということで、直近は直っているのですが、少し前までおかしかったという話がありましたので、計画と実際のずれの部分は、過去3年間で変えていたら、その変える前のものも報告してくださいという形でお願いをしております。

○嶋崎委員 可能でしたら、各府省にお願いした依頼内容自体を共有していただくと参考になり、活用できると考えます。よろしくお願いいたします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 先ほど言い忘れましたが、公表遅延の件ですが、直近のものを基本的にとっていますが、出てきた後に、では、少し前々回とかその前とかはどうだったのですかというのを聞いて、続けているかどうか分かったということであり

まして、最初から過去のものも調べたというわけではありません。

○河井部会長 今回の御要望にはお応えいただけるということですか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 提供いたします。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○河井部会長 よろしく申し上げます。

ほかに。

○川崎委員 3点ほどお尋ねしたいことがあるのですが、1点ずつ申し上げてよろしいでしょうか。

まず1点目は、数字の誤りがあったということについてですが、私はここでこういう格好で取り上げれば、確かに訂正が必要なものというので、それはそれで理解できるのですが、もう一方で、今、各府省の統計の公表サイトを見ますと、必ず正誤情報という欄があります。そこには、かなりの省が正直にここは誤っていたと出しているわけですが、そういう意味では、ここの数字の誤りというのは、今回の調査でたまたまこのタイミングにかかったから出たのか、それとも何か通常の正誤情報で載せるよりも特殊な事情があったから出たのか、そこはということなのかと思います。私の感覚だと、これは報告者からの誤りということであれば、実はほかにも過去にずっとそういう例は結構あって、これは、どのようにその統計作成部局が気を付けても本当に気付かないような誤りというのは後から分かることがあるので、これは少し性格が違うという気がするのですが、そのあたり、ここにあって挙げた理由は何かあるのかというのを教えていただけたらと思います。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 先ほど調査対象事項を説明したときに、このほか各省でこの点検の過程で把握した不適切なものがあったら報告してほしいというお願いをした話をしましたが、その時点で外部から指摘があって、ちょうど訂正しようとしていたタイミングだったから出てきたということになると思います。ですから、それ以降、2月になって似たようなものがあったとしても、それは改めて我々の方で把握して取りまとめて公表するという事は考えていません。

○川崎委員 ありがとうございます。この種の話は、各省の統計の正誤情報のサイトを見ていけば大体いつも出ている、正直に公表されている限りは、というふうに私は理解したので、これはそういうレベルの話だなと受けとめました。

それから、2点目は、例えば、サンプリングの抽出の起番号が違っていったとか、こういう話が幾つかあるようですが、ここで大事なものは、利用者への影響度がどうかということかだと思います。今の抽出番号の話は、恐らく直感的には、ランダムな調査の中ではあまり影響のない話かと思うのですが、大事なことは、届け出をしたかしなかったか、総務省への届け出をしたかしなかったかということ以上に、利用者にとってこの統計はこういうふうに作りましたということが正しく提供できているかどうかということであると思います。ですから、例えば、統計委員会の審議のときに報告された事項、あるいは総務省に届け出された事項、それとずれがあるのはよくないことですが、しかし、そこの変更したところがきちんとユーザーに提供されていけば、恐らくユーザーは戸惑わないわけです。例を挙げて悪いのですが、毎月勤労統計の場合は、実はそこが全くずれていたということが最大の問

題だったと思いますが、そういうことで、ここは、お尋ねしてみたいのは、届け出とずれていたということが、利用者に対しての伝わり方がどうなっていたのだろうかというのは、これは今回の点検の中ではフォローされたのでしょうか。要は、そこら辺が、届け出とはずれていましたが、でも、例えばウェブサイトでは正しく情報を提供していましたというようになっているかどうかという、そういう意味ですが。今回は、そこまでは聞いてないということでしょうか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 調査の段階では聞いていません。

○川崎委員 分かりました。3つ目は、手続の誤りがあったというのは、これも手続上問題だと思うのですが、そうすると、正しく行うにはどうしておけばよかったのかというのが知りたいところです。どうしたら、例えば事情変更でこうなったときに手続が正しくなるのかというのを、模範的な手続の例を示していただくとか、更に言えば、法令上の根拠というのはどうなっているのだろうか、その手続違反というのは、本当に手続違反として大問題なのだろうかというのを、その根拠のところを1度洗って、一体これがどういう問題なのかというのを、個別にというより、もう少し抽象的に洗ってみたいと思うので、次回でもよろしいのですが、どうすれば手続違反にならずにきちんと利用者が困らないようにできるのかというのを解説していただけたらと思うのですが。これはお願いします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 承知しました。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何か。西専門委員。

○西専門委員 御説明をありがとうございました。点検検証部会の役割の範囲にきちんとおさまるかということではあるのですが、厚生労働省の件を御説明いただいた資料の2ページの中で、点検に当たって実際の調査方法等を調査されていたということだったのですが、是非これについて、例えば、小売物価統計調査の件ですと、価格変動が比較的少ないものについて調査を怠っていたというような事象があったと思っています。怠ったこと自体はもちろん問題だと思うのですが、例えば、価格の変動が少ないものについて調査周期を見直してみるとか、実際の調査員の方々の負担等、適切なその物価の数値を取るといった目的に鑑みて、その調査方法自体の見直しの余地がないか、についても、是非この点検検証部会ですとか、ワーキングの中で各府省の担当の方とも意見交換をしていけるとよいのではないかと思います。仕組みからより効率的にしていけるといいところについても、もし踏み込めたらすごくよいと思っています。

○河井部会長 ありがとうございます。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 個別に統計を議論する中で、そのような議論もしていただけたらと思います。

○河井部会長 川口専門委員。

○川口専門委員 今回された点検の範囲についてお伺いしたいと思うのですが、研究者の立場からすると、ある統計の集計の結果が正しかったということを示すために行うのは、基のデータがあって、そこからプログラムを走らせて同じ結果が得られるかどうかという再現性の部分というのを重視するわけですが、今回の検証の範囲の中では、その基になる

個票データ、これと集計に用いられたプログラムコード、これの存在については確認をされたのでしょうか。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 今回は、そういうことはしておりません。計画に書いてある中身をやったかという、もう少し機械的な確認にとどまっております。

○川口専門委員 どうもありがとうございます。今回のこの部会の課題の1つと個人的には思いました。

○河井部会長 ほかに何かありますか。西郷委員。

○西郷委員 御説明をありがとうございます。先ほどの質問、それから、川崎委員の御質問にも関連することですが、何を重大と見るかというのが結構難しいのだと今御報告を伺っていて思いました。

○河井部会長 ええ、そうですね。

○西郷委員 例えば、桁間違いというような報告があったということで、先ほどの川崎委員の話では、正誤表が出ていて、こういうのはよくあることかもしれない、桁間違いではなかったかもしれませんが、それは、確かに今回は1つだけで、すぐ直しましたということだから影響は軽微だったと言えるかもしれませんが、例えば、先ほど統計の作り方のプロセスまで見るべきなのではないかという御意見も西専門委員からありましたが、その審査のやり方とか、そういうものまで立ち入って考えると、今回は1つだけだったかもしれないですが、もっと審査のやり方自体を見直すべきような示唆であったかもしれないというふうに読めるわけです。ですから、その予備審査のときにどういう情報を集めるのかというのが結構難しい。その重大性というのを判断する上で、その予備審査の段階でどういう情報を集めるのかというのが結構重要なのだと、当たり前のことかもしれませんが、改めて思いました。意見というよりは感想です。

○河井部会長 私からも質問をしていいですか。先ほど、西専門委員からお話が出てきた、例えば小売物価統計の不適切事案ですが、これが判明した理由というか、どうしてこういうものが分かったかという理由をもし御存じであれば。そこは分からないですか。

○岩佐総務省統計局総務課長 データをいただいたときに、既に廃業になった店のデータが出てきていたということで、その調査員の過去の状況を都道府県の方で調べました。

○河井部会長 なるほど。そういうのがあって初めて分かるのですね。
どうぞ。

○西専門委員 今の西郷委員の御意見に少し関連して、私自身もターゲット化したことでどこまで深掘りをしていくかというところを気にしていました。一定の観点でおしなべて評価するというのも非常に大事なポイントだと思うのですが、多分個々の調査が抱えている問題が起こる事象というのは、結構入り組んでいたりとか、複雑なものが多かったりすると思うので、定型のものは設定しつつも、せっかくターゲット型にするのであれば、各府省と意見交換をしながら出てくる問題点というのをできるだけきちんと拾いたいと思いますので、その視点を定めるという、深掘りするという時間を我々にも是非いただきたいと思っています。

○河井部会長 今まで幾つか御意見をいただきましたし、恐らく皆様も持っている疑問と

というか、問題意識というのは、後で議論する「視点」ともかかわりがあると思います。何らかの視点を最初に設定しますが、それでは捉え切れないような問題が、実際に調査をしたところ、後から出てくるということも考えられます。そのようなものが出てきた場合には、それを視点に追加するべきだとか、あるいは、そのような統一化した視点では捉えられないものについては、別途何らかの形で整理するとか、とにかくそんなに簡単なものではないと思いますので、最初は試行錯誤しながら進めさせていただければという考えでいます。また今後も、この基幹統計についての議論をしますので、そのときにまたこの辺の話は改めてさせていただければと思います。

もう1件、はい。

○川崎委員 これは、この点検そのものというよりも、この部会でこれをどう扱っていくかという御相談ですが、これは、今回御報告いただいて、これで聞きっ放しで終わりということでは恐らくないのだろうと思うので、先ほどいろいろ質問が出ておりますが、そこら辺をまた次回でも報告をしていただきつつ、その上で、先ほどの部会長がお示しいただいたレベル①からレベル④までの4つのレベル、それを当てはめていってみて、こういう事案は1個1個どのレベルなのだろうかというのを1回我々も点検するという作業を次回やるというような前提でよろしいということでしょうか。

○河井部会長 先ほど質問書が、具体的にどんなものを質問したのかということも依存してくると思いますので、質問書を確認しながら、後で議論する「視点」というものも見ながら、レベルというのをどう設定したらいいかというのを、試行錯誤的かもしれませんが、議論していければと考えております。これは次回以降の話だと思います。

○川崎委員 ありがとうございます。

○河井部会長 どうぞ。

○横山総務省大臣官房審議官 すみません、事務局から相談したい事項があります。毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の取り扱いについてであります。まず、毎月勤労統計調査につきましては、厚生労働省の特別監察委員会によりまして、これはより独立性が強まった形で今検証作業が進められています。また、賃金構造基本統計調査につきましては、総務省の行政評価局で今事実関係の検証を進めているところであります。それで、部会におきましては、品質の向上や再発防止という観点から御審議いただくのですが、まずは、厚生労働省の特別監察委員会と総務省行政評価局の点検チームの方の検証作業が終わった段階で、この毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査の審議についてやっていただいているかどうかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○河井部会長 ただ今の要請につきましてはですが、毎月勤労統計調査と賃金構造基本統計調査については、そちらの結果を待つという要請ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その要請のとおりにしたいと思います。

それでは、本日の議題の3点目の「今後の進め方について」に移ります。本日は、各府省に対する書面調査の具体的な内容を次回以降検討するわけですが、その前に、どのような「視点」で調査を行うかについて議論をさせていただきたいと思います。

何もないと議論ができないので、議論のたたき台として、基幹統計に関する追加調査に向けて、委員長から要請がありました、不適切事案の再発防止、2番目の統計の品質向上という観点に加えて、3番目に、不適切事案がもし発生した場合にどのような対応ができるかという、この3点について「視点」の案を用意いたしました。それが資料5ということになります。資料5を御覧いただければと思います。

まず、1つ目の「再発防止」につきましては、6つの項目を挙げさせていただきました。

1つ目は、チェックと審査の体制につきまして、実査の段階、まず最初に調査員がいて、その実査の段階におけるチェックと審査があるか。2つ目の段階は、それだけではなくて、集計する段階、プログラム等の集計の段階でのチェックと審査があるか。3つ目の段階は、その集計をした後に公表の段階でチェックと審査があるのかということです。そういう観点について各統計を審査していこうというのが1つ目のポイントです。

2つ目のポイントは、委託業者とか地方公共団体の履行の確認ということです。これは、先ほど出てきた小売物価統計において、調査員が調査店舗に毎月行かずに二、三カ月に1回しか行かなかったというようなこととか、このような履行確認が行われているのかということも2番目のポイントとして挙げさせていただきました。

3番目は、調査と集計方法の透明性について。方法が明記されていて、その方法が適切なものなのかというようなことを議論したいと考えております。

4番目のポイントとしましては、プロセスごとの責任の所在。毎月勤労統計で今議論されておりますが、誰の判断で行われていたのかが不明であるというのが一番問題ということになっておりますので、各プロセスで誰が責任者になっていて、誰の意思決定で行われていたのかというようなことが明らかなのかということも議論のポイントにしていきたいと考えております。

次の5番目のポイントとして、結果数値の妥当性に関する外部からの指摘が可能なのかです。例えば、毎月勤労統計や建設工事統計は、外部からの指摘で数値の誤りが発覚したということがありますので、そういう外部からの指摘がしやすいような環境になっているのかというのを5番目のポイントとして挙げさせていただきました。

6番目のポイントは、承認申請形式の適切性といいますか、先ほどいただいた資料の中にも出てきましたが、承認申請の添付資料の記載の誤り、統計自身は正しいのにその記載の誤りがあったとか、あるいは、自動車輸送統計などの4統計において、インターネットの公表に切り替えたが、申請上は紙の報告書も作成しているというふうな、承認申請の形式が適切なのかというのを6番目のポイントとして挙げさせていただきました。

以上が「再発防止」についてです。

次に、「発生時対応」です。もし問題が発生した場合にどのような対応ができるのかということについては、3つの項目を挙げさせていただいております。

1番目は、必要なデータの保存についてです。これは、先般の毎月勤労統計で復元に必要なデータがなくなっていたということが問題になりました。これは保存期間の問題だったと思うのですが、保存期間の問題に加えて、統計そのものではないのですが、利用性の高いようなデータ、これはメタデータと言われているそうですが、メタデータの保存の有

無や管理について、もしそれがあればデータを復元できるということもありますので、データがどれぐらい保存されていて、どのようなデータが保存されているのかということについても調べたいと考えております。

2番目は、発生時の対応のルールです。発生時点で開示などが適切に行われているのかというのを2番目のポイントとして挙げております。

3番目は、リスクの問題とも関係しますが、行政利用の事前把握です。毎月勤労統計で問題が発覚し、それが今のように問題になったのは、行政上利用されているということが大きな理由でありますので、その行政上の利用の範囲を明らかにしていきたいと考えております。

最後の「品質向上」の観点については、4つの項目を挙げさせていただきました。

1番目は、人員・体制の問題です。人員・体制、今の統計の部署というのは、人員が随分少なくなっているということが新聞報道でも明らかになっておりますが、そのような人員・体制の問題があるがゆえに、このような品質向上という観点から言うと問題があるのかということのポイントの1つ目として挙げさせていただいております。

2番目は、その人員・体制が十分だったとしても職員の能力が不十分であると正確な統計を作ることもできないということがありますので、職員の能力を高めるような研修等がされているのかというのを2番目のポイントとして挙げております。

3番目は、その統計のニーズ、行政外を含んだニーズの把握とその対応というものを挙げさせていただいております。

最後の4番目は、関連システムの更新の適切性です。これは、毎月勤労統計でもCOBOLが使われていたというようなことが問題になりましたが、古いシステムが使われていて、更新をするのが容易ではないというようなことがそのほかでもあるのであれば、それは直すべきですし、そのようなことを議論するための材料というものを集めたいと考えております。

私から用意させていただいたのは以上の、「再発防止」については6つ、「発生時対応」につきましては3つ、「品質向上」の観点では4つということですが、こういう整理の仕方とか、あるいはこの点が不十分だとかという御意見等がありましたら是非挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 ありがとうございます。先ほど部会長からも少し言及がありましたが、大きな調査を実施しておりますと、様々な対応・対処を行っていきます。そのような対応・対処のメタデータといいますか、この記録が保存されて継承されていなかったということが今回の毎月勤労統計の大きな問題だと思います。実際の実査では、アクターが府省とその下の地方公共団体あるいは委託先ということになります。それぞれの箇所での実際の対応・対処がありますので、その記録を蓄積して、保存し継承する。次回調査を実施するときそれを参照することが、プロセスごとの責任の所在につながりますし、また、発生時の対応に必要なデータ等の保存にもつながるかと思います。もちろん2点目の履行の確認ともかかわってくると思いますので、実査の記録の保存と継承を加えていただけるといいかと

思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。川崎委員。

○川崎委員 この「視点」は、大変いろいろ考えて、いろいろなものを包括的にまとめていただいて大変いいリストだなと思って拝見しました。

そうは思いながらも、今回の追加調査、点検検証で何をしなければいけないのかなと私自身でいろいろ考えてみたのですが、少しここのリストから離れるのですが、私は、結局この話は、今民間でも広く行われている品質管理、品質マネジメントといったような発想で取り組む必要があるのではないかと考えております。つまり、かつては、日本の品質管理は、QC、クオリティーコントロールとって始まりましたが、今はより広いものでトータル・クオリティー・マネジメントになってきているということで、そのような発想が私は必要なのではないかなと考えております。

具体的に申せば、公的統計、基幹統計、一般統計といった製品を作るわけですが、その製品を世に出すに当たって、規格外とか不良品をゼロにするというのが目標なわけですが、ところが、民間企業でもそれをゼロにしようと思ってトータル・クオリティー・マネジメントをやり、またよりニーズに合ったものを出そうとしているわけですが、シックスシグマという言葉がありますが、不良品をとにかく限界までゼロに近づけようと思っても、それでもなかなかゼロにならないということがあられるわけです。それをやるためには、相当な体制を組み、コストもかけていくということが必要になってくるので、致命的でない程度のものでどこまで落とし込めるかというような問題にもなってくるように思いますので、今ここには、私も含め公的統計をよく利用する、あるいはその作成や研究をする方々が多いわけですが、できれば民間の品質管理を経験された、そういうことに造詣の深い方に参画してもらったらいいのではないかと思います。これは少し「視点」から外れるところかもしれませんが、そういうことを思います。

民間の方から私はよくいろいろ品質管理の話聞いたことがあるのですが、大事なことは、「品質はプロセスで作り込め」とよく言うのですね。つまり、後から点検して不良品がありましたと言っても仕方がないので、その都度改善を重ねていって、いかに不良品、欠陥品が出なくするというのが大事だということなので、そのセクションはこういう「視点」の挙げ方、あるいは、調査票の事項の中でも、更はその回答を踏まえての点検のときに必要ではないかと思えます。

ということで、「視点」についてはあまり具体的な提言がなくて恐縮ですが、その前提で2点ほど具体的な提言を申しますと、1点は、先ほど嶋崎委員から記録の保存とか継承というのが非常に大事だとおっしゃった、私も全くそうだと思うのですが、それと同様に、再発防止の関係で、公表するデータの中にユーザーから見ても点検できる情報が入っているかどうかという、これは少し調査事項に落とすのは難しいのですが、こういうものを入れられないかなと思います。

どういう趣旨かと言いますと、実は、私は毎月勤労統計、具体的なことばかり言って申しわけないのですが、非常に使いにくいと思っておりました。何が使いにくいかというと、

話題になっているベンチマークのデータが全く公表されていないのです。そうすると、ベンチマークと、それから標本の大きさが、例えば毎年1回でもいいから公表されていれば、誰が見ても抽出率が合っていないというのは分かるわけです。そういう情報がその公表情報の中に入っていれば、自分たちがうっかり点検していなかったとしてもユーザーが気付くということがあります。そういう自動的な発見メカニズムが織り込まれているかというのが、私は大事な再発防止の視点の1つではないかと思っています。これは、作成者が気を付けなければいけないことでは当然あるのですが、ユーザーから指摘してもらいやすいというのが大事なことではないかと思うので、これを言葉でどう表現したらいいかがまだ自分でも迷っているのですが、それが1点気になることです。

それから、もう1点、「視点」として大事なものは、今ここに書いてあるのは、かなりプロセスを細かく分けてステップごとに留意点を書いてあるのですが、実はもう1個大事なものは、全体をコントロールするところが大事ではないかと思います。といいますのは、これも昨夜NHKの番組を見ていて、少しプロセスごとに問題を感じていても、どうせ上に上げて上には聞いてもらえないだろう、みたいなことを言われていたのですが、そういうのを見ると、実は、これも品質管理の言葉ですが、「後工程はお客様」という言葉があって、後に渡すときに問題がないようにきちんと処理して渡そうというのがあるわけですが、そういう全体をうまくつないでいくガバナンスがどうなっているか。これも調査事項に落とすのは非常に難しいのですが、そこを見ていくということをしないと、部分部分ではもっともらしいことをやっているが、全体としてはちぐはぐだということが起こりかねないと思うので、そういう、今は「視点」の議論なので、調査事項に落とすのは非常に難しいのですが、そういうことを我々の「視点」の中に入れる必要があるのではないかということを感じました。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。川口専門委員。

○川口専門委員 今回の毎月勤労統計で、ルールに従ってやっていなかったことが発覚した理由の1つに、全数調査なのにそのサンプル替えのタイミングで集計値に断層があったということで発覚したと一部報道で聞いているのですが、そういうので外部から指摘されるというケースはあり得ると思うのですが、かなり特殊なケースだと思います。それで、正しくやっているかどうかの外部の目の1つとして、研究者がその個票を利用申請したときに、それを使うと、その中で、例えば明らかにそのサンプルサイズが特定の都道府県で3分の1になっているというようなことがあれば、気が付く人がいたとしても不思議ではないと思います。ですので、その外部の目といったときに、統計法に従った形で、その外部からの利用申請があったときに、それに対して適切な対応がなされているかどうかという視点も盛り込むことが、もう既に「外部からの指摘」という中に含まれているのかもしれないですが、そのような視点というのもあっていいと思いました。

それと、責任の所在というところは非常に大切な問題であり、再発防止という観点で大切だと思うのですが、同時に、何か間違いが見つかることというのはあると思います。あ

ってはいけないことですが、あったときに、その間違いをしっかりと正して、間違っていましたと、それをやれるような仕組み。今回は、給付とがっちり結び付いていたということがその変更を難しくしてしまったという側面もあるのではないかと、個人的な推測ですが、そう思っています。ですので、間違いが見つかったときにきちんと、もう既に論点としては挙げられているのですが、発生時の対応が適切にとられるような仕組みになっているのかというところが大切なのだと思いました。

○河井部会長 ありがとうございます。

西専門委員。

○西専門委員 今、委員の方々が言っていたお話と同じようなお話になってしまうのですが、総論として、ミスは起こってしまうということはある程度前提としながら、各府省自体がその誤りを発見した時に、自浄作用というか、そのような仕組みをきちんと持っているかどうかというところは、是非見ていただきたいと思っています。

一般的に、川崎委員のおっしゃった技術的なシックスシグマという観点も、もちろんそのような観点をういていくのとともに、品質のマネジメント自体は、トップがきちんと関与していくことですか、ルールがある、それに沿ってきちんと実行できているか、記録があるかというところのポイントのほかに、PDCAがきちんと回るサイクルを組織が備えているかというのがよく重要なポイントだと言われますので、先ほど正誤情報の掲載欄というのを各府省はお持ちというお話があったのですが、そのようなところから、来年同じような誤りが行われないように、各府省でどのようにやっていくかという取組を是非、確認いただきたいと思っています。

それと併せて、具体的に「品質向上」の「視点」の部分、4点挙げていただいているのですが、数点加えていただけるとよいという事項があります。まず、職員の能力のところについてですが、研修等ということで挙げていただいているのですが、新聞等でもあげられているように、各府省の方々というのは、三、四年に1度異動されるということが、1つ、業務の継続性というところで大きなボトルネックだと思っています。ですので、調査の手順のノウハウを残す仕組み、例えば、マニュアルなどをきちんと残すような仕組みに省内でなっているかも是非、確認いただきたいと思っています。

あとは、関連するシステムの更新の適切性というところですが、そもそもシステムを使う調査、使わない調査、いろいろあると思うのですが、現行各府省が使用のシステムや手順がフィットしているかどうかについても、これは意見ベースになってしまいますが、そのようなところも集めていただきたいと思っています。

最後、すみません、これは聞き出すと各府省は予算が足りませんということのをきくと回答するとは思いますが、足りない中でも特に何に対するお金が足りていないのかとか、逆に、予算は取れているが、コストがかかるところがどこなのかを、実際にそういう要望も出てくるとは思うのですが、その予算を使いたい本当のポイントはどこか、各府省の考えを、もし調査で聞いていただくのが難しければ、直接ヒアリングの場で我々から聞く形でも結構ですので、負担のない形でそのようなところを集めていただけるとよいように思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

西郷委員。

○西郷委員 非常にマイナーな点ですが、表題が「基幹統計に関する」と書いてあって、この部会、一般統計もフォーカスするということになっていますから。

○河井部会長 そうですね。

○西郷委員 見たところ、基幹統計に限定しなくて、一般統計にも広げてこの「視点」で精査するとしてもいいのかと思ったのですが、これは何か意図があって基幹統計と書いておられるのですか。

○河井部会長 いえ、全く意図はないです。

○西郷委員 分かりました。

○河井部会長 一般統計にも共通して議論すべき問題だと思います。

○西郷委員 分かりました。ありがとうございます。

○川崎委員 すみません、私から。これ、実は当初の原案を拝見したときに、ここにこういう言葉を入れたらどうかと言ったのは私なので申し上げますが、実は、追加調査という言葉がそもそも分かりにくかったので、もう少し言葉を入れたらよいと言ってこういうことを入れたのです。なぜかという、先ほど御紹介のあった1月24日の総務省の報告がもともとの調査だったのですね。それで、それに対して追加調査をするということなので、何の追加調査がよく分からないから、この前の基幹統計の調査に対する追加だという趣旨でこういう表現を入れたつもりだったのですが、おっしゃるとおり、この後一般統計も調べていくのに同じような「視点」を適用するというのは、西郷委員がおっしゃったとおりですので、ここは誤解を生む修正提案を私が勝手にしてしまったので、部会長には、余りそこら辺を説明せずに言ったところがあって、コミュニケーションエラーです。申しわけありません。そういうことです。

○河井部会長 どうぞ。

○熊谷東京都総務局統計部長 すみません、1点。オブザーバーで出席させていただいております東京都の熊谷でございます。

実際的な質問になるかと思うのですが、私ども、都道府県で法定受託事務として各府省の統計調査を数多く実施しているわけでありまして、先般の基幹統計の点検の中でも、都道府県が原因の誤り等も散見されるところでありまして、都道府県、地方公共団体としてもこの点検に積極的に協力していく必要があると思っております。

この「視点」の中の「再発防止」の2つ目のところに、地方公共団体の履行確認とあるということを考えますと、今回の追加調査の中で、基幹統計、一般統計調査について、都道府県に委託している部分について、各府省からこの点検依頼なり調査依頼が来るということを考えておけばよろしいということなんでしょうか。

○川崎委員 これは、この部会自体が、とにかく部会委員が中心になってまとめています。私なりのイメージを申し上げますが、今の段階で余り調査の負担が大きくなり過ぎるのは、これもまた限度があろうかと思えます。これは私なりの、今、部会の皆様へのお諮りするような意味での意見として申し上げますが、この点検のために、特に予備審査

の段階ですので、余り過重負担をかけるのはいかなものかと思しますので、そこら辺は、むしろどちらかというターゲット審査の方でやっていくと思います。

ですから、もし本当に全部の点検を本格的にやっていくと、都道府県では全ての法定受託事務で点検の仕事が回ってくるので、それだと幾ら何でも無理だろうと思うので、そこは現実的な範囲でとどめるというのが、少なくとも今の予備審査の段階ではないかと私は思いますが、ここら辺はほかの委員の方の御意見を聞いて整理していただけたらと思います。

○河井部会長 どうぞ。

○西郷委員 私もそのとおりだと思います。統計を作るという通常の業務をやりながらやる作業ですので、この点検自体が余りにも過重な負担になってしまうと本末転倒という面はどうしてもあると思います。今、川崎委員から御発言がありましたとおり、調べなければいけないことはターゲット型というのですか、重点的に選んだ統計についてはやることにして、そうではないところは、余り負担が大きくならないということも観点に入れながら予備審査をするという感じだと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

○熊谷東京都総務局統計部長 ありがとうございます。実際上は、今回の事案を踏まえて、自主的に点検を始めている県もあれば、国の動向を見据えてどうしようかという県もあるものですから、そのところを確認させていただきたかったということでもあります。予備調査の段階では、ないだろうということですね。ありがとうございます。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、時間がもう終わる時間になってしまったので、本日の議論はここまでとしたいと思います。今後、次回の、実際に調査票を考えるという段階で新たに「視点」が追加されても、もちろん構わないという、そういうものなので、是非今後もこの点については議論を続けていきたいと考えております。

ただ、明日に統計委員会がありまして、そちらで報告をする必要があります。本来でありますと、先ほど皆様からいただいた意見を反映させたものを皆様にお返しして、確認をしていただいてから統計委員会で報告するという形式をとるのですが、そういう時間がもうありませんので、明日の報告内容につきましては、私に御一任していただいて、具体的な作業は次回以降進めていくという形をとってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河井部会長 申しわけありません。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議はこれまでとしたいと思います。

事務局から次回の日程について連絡をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 次回の日程については、また皆様のスケジュールを改めて伺いして連絡をいたします。ありがとうございました。

○河井部会長 本日はこれまでといたします。皆様には、大変お忙しい中を審議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

